



平成 25 年 5 月 16 日

各 位

株 式 会 社 U B I C
代 表 取 締 役 社 長 守 本 正 宏
(コード番号：2158 東証マザーズ)
問 合 せ 先： 執 行 役 員 管 理 本 部 長
石 井 静 太 郎
T E L 0 3 - 5 4 6 3 - 6 3 4 4

**米国預託証券（ADR）の米国NASDAQ上場決定
並びにADR募集及び当社普通株式募集の発行条件決定等のお知らせ**

当社は、平成 25 年 4 月 1 日付「米国 NASDAQ 上場承認等を条件とする ADR（米国預託証券）募集に関するお知らせ」、同月 9 日付「米国 NASDAQ 上場承認等を条件とする ADR 募集及び株式発行に関するお知らせ」及び同月 25 日付「米国 NASDAQ 上場承認等を条件とする ADR 募集及び株式発行の日程等の変更に関するお知らせ」にてお伝えしておりましたとおり、当社普通株式を原株とする米国預託証券（以下「本件 ADR」という。）の米国 NASDAQ（以下「NASDAQ」という。）上場に向けて活動をしておりました。

この結果、本日までに NASDAQ からの承認を取得し、「UBIC」とのティッカーシンボルのもと、本件 ADR が平成 25 年 5 月 16 日（NY 時間）に NASDAQ に上場されることが決定されましたので、お知らせします。

NASDAQ上場の目的について

現在、当社の市場における優位性は、アジア言語対応技術及びアジアにおけるローカルサポート能力であり、当社のお客様の多くが日本、韓国、台湾をはじめとするアジア企業となっております。しかし、アジア企業のディスカバリにおけるディスカバリ支援業者選定は、米国の弁護士の強い影響下にあります。当社の品質、費用及びデータの安全性がいかに競合他社に対し圧倒的優位にあっても、ディスカバリ支援業者選定の土俵にすら乗らないケースも現実にはありました。

当社は、このような現状を打破し、適切に選定され、最適なソリューションをお客様に提供できるようにするため、“アジアで勝つためにアメリカで勝つ”をスローガンとしてさまざまな施策を実行してまいりました。この度のNASDAQの上場によって、当社の米国国内における信用力及びブランド力向上という重要施策が大きく前進したと考えています。

ご注意：この文書は、当社の米国預託証券の発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する本米国預託証券に関する目論見書（英語）及びその訂正事項（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。なお、本件においては日本における証券の募集は行われません。

なお、この度のNASDAQの上場により調達した資金は、テクノロジー投資、並びにデータセンター拡充などの投資に活用してまいります。

今後とも皆様のご期待に応えられるよう、これまで以上に邁進してまいります。

なお、当社は、本件 ADR の NASDAQ 上場のため、平成 25 年 4 月 1 日開催の取締役会において決議しました本件 ADR の本邦外での募集（以下「本件 ADR 募集」という。）、同月 25 日の取締役会において決議しました（ア）本件 ADR 募集においてオーバーアロットメントの対象となる部分以外に係る本件 ADR が表章する当社普通株式（以下「本件原株式」という。）の発行及び募集（以下「本件原株式募集」という。）及び（イ）本件 ADR 募集においてオーバーアロットメントの対象となる部分に係る本件 ADR が表章する当社普通株式の数を上限とする当社普通株式（以下「本件オーバーアロットメント対象株式」という。）の発行及び募集（以下「本件オーバーアロットメント対象株式募集」という。）に関し、本日（日本時間）、発行条件等を決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。また、本件オーバーアロットメント対象株式の発行条件の決定が、当初の予定日（平成 25 年 5 月 7 日から同月 15 日）より遅れました関係で、当社は、本日の取締役会において、本件オーバーアロットメント対象株式募集の払込期間について変更する（当初平成 25 年 5 月 16 日から同年 7 月 9 日までであった払込期間を、同年 6 月 5 日から同年 7 月 9 日までとする）旨の決議をいたしましたので、併せてお知らせいたします。

（注）本件 ADR は、NASDAQ 上場日である平成 25 年 5 月 16 日（NY 時間）から NASDAQ にて取引の対象となります。もっとも、NASDAQ 上場から本件 ADR 発行までの間の取引は、本件 ADR が平成 25 年 5 月 21 日（NY 時間）に発行されることを条件に有効となります。

記

1. 本件 ADR 募集に関する事項

本件 ADR の発行数（上限）	1,265,000ADR
（うち、本件原株式が裏付ける本件 ADR の発行数：確定値）	1,100,000ADR
（うち、本件オーバーアロットメント対象株式が裏付ける本件 ADR の発行数：上限）	165,000ADR
発行価格（投資家への募集価格）	1 ADR につき 8.38 米ドル（864 円）
発行価格の総額（上限）	10,600,700 米ドル（1,093,356,198 円）

ご注意：この文書は、当社の米国預託証券の発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する本米国預託証券に関する目論見書（英語）及びその訂正事項（作成された場合）をご覧ください。また、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。なお、本件においては日本における証券の募集は行われません。

(うち、本件原株式が裏付ける本件 ADR の発行価格の総額：確定値)	9,218,000 米ドル (950,744,520 円)
(うち、本件オーバーアロットメント対象株式が裏付ける本件 ADR の発行価格の総額：上限)	1,382,700 米ドル (142,611,678 円)
発行価額	1 ADR につき 7.7934 米ドル (804 円)
発行価額の総額 (上限)	9,858,651 米ドル (1,016,821,264 円)
(うち、本件原株式が裏付ける本件 ADR の発行価額の総額：確定値)	8,572,740 米ドル (884,192,404 円)
(うち本件オーバーアロットメント対象株式が裏付ける本件 ADR の発行価額の総額：上限)	1,285,911 米ドル (132,628,861 円)

(注 1) 本件 ADR の引受人である Maxim Group LLC 及び The Benchmark Company, LLC (以下「主幹事引受証券会社」という。) は、発行価額で本件 ADR の買取引受を行い、発行価格にて投資家に対して募集を行います。発行価格の総額と発行価額の総額の差額は、主幹事引受証券会社の引受手数料となります。

(注 2) 本件オーバーアロットメント対象株式について、Maxim Group LLC から最大で 33,000 株分の出資の履行がなされる可能性があります。

(注 3) 別段の記載がある場合を除き、本リリースにおいて米ドルとは、米国で用いられている通貨を指します。また、米ドル金額と日本円との換算は、株式会社三菱東京 UFJ 銀行により参考値として公表された平成 25 年 5 月 15 日現在の電信売り相場 (TTS) 換算率 1 米ドル=103.14 円によってなされています。本件 ADR 発行価格は、当該換算率を用いて計算されました。もっとも、本リリースにおける米ドル金額と日本円への換算は、この換算率によって便宜上なされているものであり、将来の換算率を表すものではありません。

2. 本件原株式募集に関する事項

本件原株式の種類及び割当の数	当社普通株式 220,000 株
払込金額	1 株につき 38.967 米ドル (4,019 円)
払込金額の総額	8,572,740 米ドル (884,192,404 円)
増加する資本金の額	4,286,370 米ドル (442,096,202 円)
増加する資本準備金の額	4,286,370 米ドル (442,096,202 円)
払込期日	平成 25 年 5 月 21 日 (火)

ご注意：この文書は、当社の米国預託証券の発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する本米国預託証券に関する目論見書（英語）及びその訂正事項（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。なお、本件においては日本における証券の募集は行われません。

(注1) 実際の増加する資本金及び資本準備金の額は、出資の履行があった日の為替相場に基づいて円換算された金額となります。

(注2) 前回のプレスリリース（平成25年4月25日）後の主幹事引受証券会社との協議の結果、本件原株式及び本件オーバーアロットメント対象株式の引受けの申込みを行うのは、Maxim Group LLC のみにになりました。もっとも、The Benchmark Company, LLC は、引き続き、主幹事引受証券会社として本件 ADR の引受けを行います。

(注3) 本件原株式を裏付ける本件 ADR の発行数が 1,100,000 ADR となることに伴い、Maxim Group LLC からの本件原株式の引受けの申込みがあるのは、合計 220,000 株です。本件原株式募集においては 500,000 株を上限として発行する旨の決議があったため、280,000 株については発行されないこととなりました。

3. 本件オーバーアロットメント対象株式募集に関する事項

本件オーバーアロットメント対象株式の種類

及び割当数	当社普通株式 33,000 株
払込金額	1 株につき 38.967 米ドル (4,019 円)
払込金額の総額	1,285,911 米ドル (132,628,861 円)
増加する資本金の額	642,955.5 米ドル (66,314,431 円)
増加する資本準備金の額	642,955.5 米ドル (66,314,430 円)
払込期間	平成 25 年 6 月 5 日 (水) から 平成 25 年 7 月 9 日 (火) まで

(注1) 本件オーバーアロットメントによる本件 ADR 募集の全部又は一部が行われない場合には、Maxim Group LLC が出資の履行をせず、それに伴い本件オーバーアロットメント対象株式の発行の全部又は一部について失権が発生することがあります。

(注2) 本件オーバーアロットメント対象株式について、Maxim Group LLC から最大で 33,000 株分の出資の履行がなされる可能性があります。

(注3) 実際の増加する資本金及び資本準備金の額は、出資の履行があった日の為替相場に基づいて円換算された金額となります。

ご注意：この文書は、当社の米国預託証券の発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する本米国預託証券に関する目論見書（英語）及びその訂正事項（作成された場合）をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。なお、本件においては日本における証券の募集は行われません。

<ご参考>

1. 本件ADR発行価格の算定

本件ADR発行価格である8.38米ドルは、株式会社東京証券取引所マザーズ市場における当社普通株式の平成25年5月15日終値4,800円に基づいて算定されました。5 ADRが当社普通株式1株を表章するため、ディスカウント率は9.97%です。

2. 調達資金の使途

本件原株式募集及び本件オーバーアロットメント対象株式募集の手取概算額合計上限5,994,820米ドル（618,305,735円）は、平成26年3月期に予定しているテクノロジーセンター設置及び次世代Lit i View開発などのテクノロジー投資並びにデータセンター拡充などの投資目的に使う予定です。

（注1）上記の手取概算額合計上限は、本件原株式募集及び本件オーバーアロットメント対象株式募集の募集価額合計上限から、主幹事引受証券会社に支払う費用及び発行諸費用の概算額合計（3,863,831米ドル）を控除した見込額です。ただし、当社は、発行諸費用の概算額のうち、約3,000,000米ドルについては既に支払っています。

（注2）当社は、テクノロジーセンター設置及び次世代Lit i View開発などのテクノロジー投資、並びにデータセンター拡充に対する投資に対する、それぞれの投資予定金額についての詳細を、決定次第開示する予定です（平成25年5月中旬以降を予定しています）。

3. 本件ADR募集、本件原株式募集及び本件オーバーアロットメント対象株式募集に関する今後の予定

平成25年5月16日（木） （NY時間）	： 本件ADRのNASDAQ上場日
平成25年5月21日（火） （日本時間）	： 本件原株式についての払込期日
平成25年5月21日（火） （NY時間）	： 本件ADRの発行日
平成25年6月5日（水）～ 平成25年7月9日（火）	： 本件オーバーアロットメント対象株式について の払込期間

ご注意：この文書は、当社の米国預託証券の発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する本米国預託証券に関する目論見書（英語）及びその訂正事項（作成された場合）をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。なお、本件においては日本における証券の募集は行われません。



(注) 当社が米国証券取引委員会 (SEC) からの最終的な承認を得られるのは、当社株式
によって裏付けられた本件ADRの発行日である平成25年5月21日 (NY時間) を予定
しています。

以 上

ご注意：この文書は、当社の米国預託証券の発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する本米国預託証券に関する目論見書（英語）及びその訂正事項（作成された場合）をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。なお、本件においては日本における証券の募集は行われません。